

## 四谷自治会傘下団体に関する細則

### 第1章 登記書類

第1条 四谷自治会規約第42条に規定する登記書類とは、次に掲げるものとする。

- 一 登記事項申請書
- 二 四谷自治会規約第37条に規定する規約等
- 三 構成員名簿
- 四 予算書類
- 五 決算書類

第2条 登記事項申請書に記載する内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該団体の名称
- 二 当該団体の団体区分
- 三 設立年及び月
- 四 部室番号
- 五 団体印
- 六 団体概要
- 七 活動目的
- 八 主な事業
- 九 公式HPのURL
- 十 当該団体の電話番号
- 十一 当該団体のE-mailアドレス

第3条 構成員名簿に記載する内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 団体名
- 二 役職
- 三 氏名
- 四 学部
- 五 学年
- 六 学籍番号

### 第2章 予算書類

第4条 四谷自治会規約第48条第3項に規定する予算書類とは、次に掲げるものとする。

- 一 予算書類表紙
- 二 予算案
- 三 予算計画書

2 予算書類の形式は、Excelファイル形式及びPDFファイル形式並びに紙に印刷した形式とする。

第5条 予算書類表紙に記載する内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 団体名
- 二 事業年度
- 三 提出する予算書類の内容
- 四 提出する日付
- 五 代表者名
- 六 財務責任者名

2 予算書類表紙には、団体、代表者及び財務責任者の印を押印しなければならない。

第6条 予算案に記載する内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 団体名
- 二 前年度からの繰越金
- 三 項目ごとの収入内訳
- 四 品目ごとの支出内訳
- 五 次年度への繰越金

第7条 予算計画書に記載する内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 団体名
- 二 支出品目
- 三 支出用途
- 四 金額
- 五 支出内容説明
- 六 繰越金使用予定額
- 七 当該年度及び前年度の交付金申請額
- 八 交付金申請額の増額金額
- 九 交付金申請額増額理由

### 第3章 決算書類

第8条 四谷自治会規約第49条第2項に規定する決算書類とは、次に掲げるものとする。

- 一 決算書類表紙
- 二 決算報告書
- 三 収入一覧
- 四 支出一覧
- 五 銀行口座通帳複写添付書
- 六 出金伝票

2 決算書類の形式は、Excel ファイル形式及び PDF ファイル形式並びに紙に印刷した形式とする。

第9条 決算書類表紙に記載する内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 団体名
- 二 事業年度
- 三 提出する予算書類の内容
- 四 提出する日付

- 五 代表者名
- 六 財務責任者名
- 七 監査を行った者の氏名

2 決算書類表紙には、団体、代表者、財務責任者及び監査の印を押印しなければならない。

第10条 決算報告書に記載する内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 団体名
- 二 前年度からの繰越金
- 三 項目ごとの収入内訳
- 四 品目ごとの支出内訳
- 五 次年度への繰越金

第11条 収入一覧に記載する内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 団体名
- 二 項目
- 三 金額
- 四 収入に関する項目ごとの説明
- 五 部費に関する情報
- 六 企業協賛金に関する情報
- 七 個人協賛金に関する情報

2 収入一覧を提出するとき、収入に関する領収書の控を提出しなければならない。

第12条 支出一覧に記載する内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 団体名
- 二 通し番号（ただし、出金伝票と対応するもの）
- 三 領収書発行日
- 四 支払先
- 五 支出内容説明
- 六 支出品目
- 七 支出金額

第13条 銀行口座通帳複写添付書に記載する内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 団体名
- 二 会計ごとの通帳の数
- 三 残高金額

2 銀行口座通帳複写添付書には、団体が保有する全ての銀行口座について、事業年度内の全ての出納記録が記載された項の複写を貼付しなければならない。

第14条 出金伝票に記載する内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 申請者氏名
- 二 領収書発行日
- 三 支払先
- 四 金額
- 五 補足

六 使用目的

- 2 出金伝票には当該支出に係る領収書を添付しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和5年11月18日に公布し、即日施行する。